

真室川町から転出される方へ

新しい住所地にお住まいになった日から 14 日以内に、転出先市区町村の役所で転入手続きをしてください。

【転入手続きに必要なもの】

- ① 転出証明書（個人番号カードを利用した特例転出の場合を除く）
- ② 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カードなど）
- ③ 転入する方全員の個人番号カード

【注意点】

- ① 届出期間（14 日間）は法令で定められたものであり、正当な理由なく手続きを怠った場合 5 万円以下の過料に処される場合があります。
 - ② 代理人が転入手続きをする場合、委任状が必要になることがあります。以下のものに該当しない方が代理人となる場合は委任状を持参してください。
 - ・ 本人 ・ 転入する世帯の世帯主または世帯員 ・ 法定代理人（15 才未満の子の保護者、成年後見人など）
- ※その他不明な点は転出先の役所へお問い合わせください。

以下の内容に該当する方は各種手続きが必要な場合がありますので、職員までお問い合わせ下さい。

No.	内 容	真室川町での手続き	転出先での手続き	手続先
1	印鑑登録をしている方	転出日をもって自動的に抹消されるため手続き不要です。	必要な方は役所で改めて登録してください。	町民課 住民係
2	国民健康保険に加入している方	保険証を返却してください。 ※進学のため転出する方は在学証明書を持参して手続きすると、引き続き最上地区広域連合から保険証が交付されます。		
3	後期高齢者医療に加入している方	保険証を返却してください。 ※山形県外へ転出する場合は負担区分等証明書の交付を受けてください。	持参するもの （県外へ転出する場合のみ） ①負担区分等証明書	
4	福祉医療証（身・子・親）をお持ちの方	医療証を返却してください。	持参するもの ①保険証 ②身体障害者手帳など（お持ちの場合のみ） ※県外へ転出する場合は、転出先の役所へ問い合わせてください。	
5	児童手当を受給している方	受給事由消滅届を提出してください。	持参するもの ①保険証 ②児童手当受給者証明書 ③通帳 ④受給者および配偶者の個人番号カード ※その他状況に応じて書類が必要になる場合があります。 ※転出予定日から 15 日以内に手続きを行ってください。	
6	町税の納税義務者	◎転出後に真室川町へ納めなければならない税金や納税方法の確認 ◎所有する軽自動車等の住所変更が必要かどうかの確認		町民課 税務係

（裏面につづく）

No.	内 容	真室川町での手続き	転出先での手続き	手続先
7	公立小・中学校の 児童・生徒	学校から受け取るもの ①在学証明書 ②教科書無償給与証明書	役所へ持参するもの ①在学証明書 ②教科書無償給与証明書 役所から受け取るもの ① 入学通知書	教育課
8	児童扶養手当を 受給している方	児童扶養手当住所変更届を提出して ください。 持参するもの ①児童扶養手当証書	持参するもの ①転出先の住民票謄本（世帯全員） （最上郡以外に転出する方のみ） ②通帳 （最上郡以外に転出する方、振込口座の変 更を希望する方）	福祉課
9	水道・下水道を 使用している方	水道・下水道の休止届を提出して ください。 持参するもの ①印鑑 ※休止する場合、手数料が510円か かります。 ※転出後も引き続き水道等を使用す る場合は手続き不要です。		建設課
10	転出により空き家 になってしまう方	空き家の定期的な点検や冬季間の屋 根の除雪など適正な管理をお願いし ます。 ①空き家の賃貸、売却を希望する方 は、空き家バンクに登録してくださ い。 ②空き家の解体を希望する方は、解体 費用の一部を補助する空き家解体助 成事業があります。		② 町民課 ① 企画課
11	世帯主で転出の方	戸別受信機を設置している場合は、総 務課へ必ず連絡してください。		総務課

※ 1 国外へ転出した方が帰国して転入を届け出るときは、次の書類が必要です。

①パスポート ②マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

※ 2 都合により転出を取りやめた場合は、町民課窓口で転出取消手続きを行ってください。その際、必ず転出証明書
書を返却してください。

個人番号カードに関するお知らせ

【すでに個人番号カードの交付を受けた方】

○転入手続きの際に以下の手続きが必要です。カードの暗証番号を確認の上、異動する方全員のものを持参。

①券面記載事項（住所）の追記

②個人番号カードの継続利用処理（異動後 90 日以内に行わない場合、カードが失効します。）

【個人番号カードを申請したが、まだ交付を受けていない方】

○転出届を出した時点で交付申請が取り消されます。未交付のカードは破棄されますので、転出先の役所で
新しい申請書を取得し、申請しなおしてください。

【まだ個人番号カードを申請していない方】

○通知カードを紛失した場合は、必要に応じて転出先の役所で個人番号カードの交付申請をしてください。

問合せ先：町民課住民係 TEL62-2054（内線 234, 235）

真室川町役場